

8月30日(予定)から『特別警報』の発表を開始します

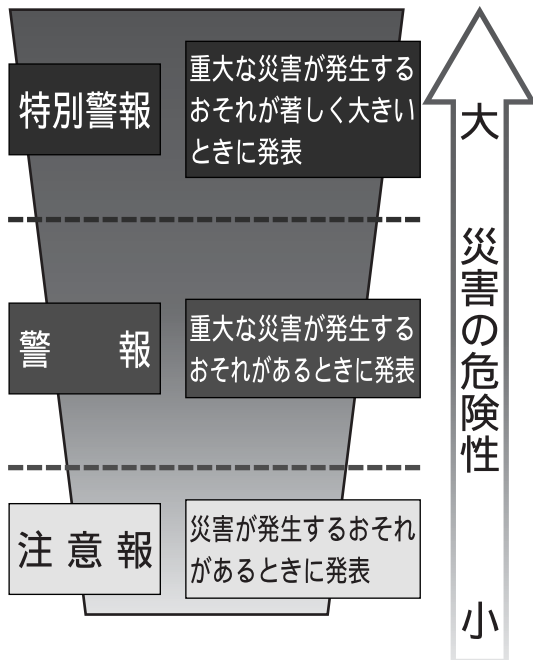
気象庁はこれまで、大雨や津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていました。より甚だしい大雨や大きな津波等が予想され、重大な災害による危険性が高まっていることをお知らせし、特別な警戒を呼び掛けるために、新たに「特別警報」を発表します。

特別警報の対象とする現象は「東日本大震災」、我が国の観測史上最高の潮位を記録した「伊勢湾台風」の高潮、紀伊半島に甚大な被害をもたらした「平成23年台風第12号」の豪雨等が該当します。特別警報が出た場合、お住まいの地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。屋外の状況や、避難指示・勧告等に留意し、ただちに命を守るための行動をとってください。

また、大雨等の被害を防ぐには、時間を追って発表される注意報、警報やその他の気象情報を活用して、早め早めの行動をとることがあなたや家族の命を守ります。

特別警報の詳細は、気象庁ホームページでご確認ください。

特別警報のイメージ



【問い合わせ先】
気象庁鳥取地方気象台
防災業務課
TEL (0857) 29-1313

Keiho/index.html
http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/index.html

後納制度をご存知ですか

納め忘れていた国民年金保険料を過去10年間分納付することができます

後納制度とは、時効で納めることができなかつた国民年金保険料について、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、過去10年分まで納めることができる制度です。

制度については詳しく知りたい方は、左記に電話またはホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】
米子年金事務所
TEL 346111

● 国民年金保険料専用ダイヤル
TEL 0570011050
● 日本年金機構ホームページ
http://www.nenkin.go.jp

後納制度をご利用される場合は、事前に日本年金機構に申し込みをされる必要があります。年金番号がわかる年金手帳、印鑑、本人確認できる書類をお持ちになり、お近くの米子年金事務所にて手続きをしてください。

